

物品販売に関する規約

本規約は、SAGA 久光スプリングス株式会社（以下「管理者」という。）が運営するサロンパスアリーナにて、物品の販売を希望する個人または企業（以下「販売者」という。）の出店申し込み及び出店に係る遵守事項を定めたものである。販売者及び申請者は本規約を十分に理解し、同意するものとする。

第 1 条（物品販売許可）

販売者は販売を希望する日までに「物品販売許可申請書」（別紙様式 4）をサロンパスアリーナへ提出し受理されなければならない。

第 2 条（許可基準等）

以下の各号に該当する場合または該当するおそれがある場合には物品販売はできない。

- (1) サロンパスアリーナ内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- (2) サロンパスアリーナ内の施設または設備を損傷するおそれのある者
- (3) 火気を使用する場合
- (4) その他管理者が不適切と判断した者

第 3 条（販売場所）

販売は管理者が指定する区画、時間で行うものとする。

第 4 条（販売手数料）

販売者は販売終了後に「売上報告書」を提出し、販売代金の 10% を販売手数料として管理者へ支払わなければならない。

ただし、管理者が認めた場合は手数料を変更する場合がある。

支払期日は管理者が別途定めることとする。

第 5 条（販売者の遵守事項）

販売者は以下の各号の項目を遵守しなければならない。

- (1) 商品等の搬入・搬出・管理は販売者の責任において行うこと。
- (2) ゴミは持ち帰り処分すること。
- (3) 電力、水、そのほか販売に関わるものは販売者各自で用意すること。ただし、管理者が使用を許可した場合はこの限りではない。
- (4) 販売終了後は、販売場所を営業前と同じ状態に戻すこと。
- (5) 販売についての事故や苦情は販売者の責任とし、迅速に対応すること。
- (6) 販売に関する各種関係諸法令に違反する等、管理者への信用を害する行為を行わないこと。

第6条（その他）

この規約に定めるもののほか、必要な事項等については、管理者が別に定める。

付則

この規約は2026年7月1日から施行する。

物品販売許可申請書

年 月 日

SAGA 久光スプリングス株式会社

住所

申告者

印

下記の内容にて物品販売をしたいので許可されるよう申請します。

記

販 売 者 名 (当 日 販 売 す る 者)	
メ - ル ア ド レ ス	
電 話 番 号	
販 売 日 時	年 月 日 ~ 年 月 日
販 売 品 目	
特 記 事 項	